

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 4 月 24 日（火）第3410号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 指定代理納付者の指定 (財政課取扱い) 1
- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除 (森づくり推進課取扱い) 2
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 2
- 歳入の収納事務の委託（3件） (建築課取扱い) 2

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (商工政策課取扱い) 3
- 落札者等の公告 (県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い) 4

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 5

正 誤

- 鹿児島県公報第3378号（平成29年12月26日付け）の一部訂正（※） (税務課取扱い) 5

告 示

鹿児島県告示第521号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成30年 4 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
ヤフー株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金（インターネットを利用して納付するかごしま応援寄附金に限る。）
- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
国際ブランドマーク（VISA, MasterCard, JCB, ダイナース又は
American Expressに限る。）が付されたクレジットカード
- 4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間
平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第522号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成30年 4 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25283	平成30年 4月16日	雑 誌	恋愛チェリーピンク 5月号 12080-5	秋田書店	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25284			恋愛宣言PINKY Vol.47 15166-04	秋水社		
25285			mini Berry Vol.38 18426-05	秋水社		
25286			CIRCUS MAX Special 5月号増刊 04100-05	KKベストセラーズ		

鹿児島県告示第523号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年4月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大島郡知名町大字下城字石増132番3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び知名町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第524号

指宿市岩本135番地 坂元広志及び指宿市新西方1456番地 岸下昇からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成30年4月24日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 指宿市区域（指宿漁業協同組合の地区）
- 2 区分 総トン数10トン未満の漁船により主として建網漁業を営む漁業及び総トン数10トン以上の漁船により主として底びき網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第525号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成30年4月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 歳入の種類
鹿児島市に存する県営住宅に係る住宅使用料
- 2 委託の相手方
鹿児島市新屋敷町16番228号
公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
- 3 委託期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

鹿児島県告示第526号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成30年4月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 歳入の種類
鹿児島市以外（離島を除く。）に存する県営住宅に係る住宅使用料
- 2 委託の相手方
鹿児島市東開町3番地166
南和産業グループ 代表団体 株式会社南和産業
- 3 委託期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

鹿児島県告示第527号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成30年4月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 歳入の種類
県営住宅を退去した者が滞納している当該県営住宅に係る住宅使用料のうち知事が指定したもの
- 2 委託の相手方
大阪府中央区北浜二丁目5番23号
弁護士法人関西法律特許事務所
- 3 委託期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により出水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成30年4月24日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成30年4月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）テックランド鹿児島出水店
出水市六月田町383番1 外
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成29年11月13日
- 3 意見の概要
 - (1) 国土利用計画法23条第1項に規定する法定面積（5,000㎡）を超えているため、今回新たに権利金・一時金を伴う地上権・賃借権の設定・移転を行う場合には、契約締結日を含めて2週間以内に市への「土地売買等届出書」の提出が必要な場合があります。
 - (2) 空調設備、変電設備又は来店若しくは荷さばき車等の騒音について、事前の調査では影響は少ないと予測されているが、周辺住環境に十分配慮し、騒音対策を徹底すること。
 - (3) 建設作業において、騒音規制法及び振動規制法の特定建設作業に該当するものがあるときは、法を遵守すること。
 - (4) 廃棄物の処理に関しては、関係法令に基づき適切な処理を行うとともに、ごみの減量化

- 及び再資源化に可能な限り努めること。
- (5) 上記(2)～(4)及びこれ以外の件について苦情等が発生した場合は、関係機関の指示に従い、自己の責任において迅速に処理すること。
 - (6) 駐車場出入口付近にフェンスや壁木等を設置する場合は、周囲の見通しが悪くならないよう配慮すること。
 - (7) 開店当時及び売り出しの時期においては、交通量の増加による交通渋滞が予想されるので、駐車場の確保並びに交通整理員及び看板等による誘導を行うこと。
 - (8) 汚水、油等を水路に流出させないこと。
 - (9) 法定外公共物への工事を行う際は、必ず工事施行承認申請を行うこと。
 - (10) 鹿児島県屋外広告物条例及び施行規則により、店舗所在地は第3種制限地域に該当するため、敷地内全ての広告物の合計面積が20㎡を超える場合は許可申請を行うこと。
 - (11) 建設予定地の周辺については、児童・生徒の通学路となっている。特に登下校時の安全対策については、十分配慮すること。
 - (12) 届出時の出水市六月田町383番1、385番、386番、387番、388番、389番及び390番については、農業振興地域の農用地区域外となっており、大規模小売店舗の新設自体に問題はないと考えられるが、当該地東側には水田が存在していることから、外灯及び防犯灯の夜間点灯により農作物の成育に支障を生じないように注意すること。
 - (13) 農道の工事等を行う場合には、工事施行承認申請や占用許可申請等の手続きを行い、許可条件を遵守すること。
 - (14) 農道を汚損又は損傷しないようにすること。万が一汚損又は損傷した場合は、直ちに原因者の負担により清掃又は原形復旧すること。
 - (15) 当該開発工事にとまなう工事について、農道の通行規制等の制限を極力行わない工事計画とすること。
 - (16) 農道の工事等に起因して生じた第三者に対する損失の補償については、申請者がその責めを負うものとする。なお、利害関係者に対し十分な説明・協議を行うことが望ましい。
 - (17) 田・畑等の農地等を転用して店舗にする場合、都市計画法第75条第1項及び出水市公共下水道事業受益者負担金条例の規定による、受益者負担金が発生する場合があるため、市下水道課へ連絡すること。

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成30年4月24日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 日高史郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県民健康プラザ鹿屋医療センターで使用する電気
年間予想使用電力量 2,979,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課
鹿屋市礼元一丁目8番8号
- 3 落札者を決定した日
平成30年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社鹿屋営業所
鹿屋市礼元二丁目3792番5
- 5 落札金額
予想使用電力料金 40,246,376円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成30年2月9日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第36号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年4月24日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRおそ松さんBZ	株式会社大一商会	7P1912
ぱちんこ遊技機	CRダイナマイトキング in 沖縄 1/20AC	株式会社大一商会	7P1234
ぱちんこ遊技機	CRダイナマイトキング in 沖縄 1/28AC	株式会社大一商会	8P0098
ぱちんこ遊技機	CRダイナマイトキング in 沖縄 1/5AC	株式会社大一商会	8P0112
ぱちんこ遊技機	CRおそ松さんBT-N	株式会社ディ・ライト	7P1952
ぱちんこ遊技機	CR清流物語3WCB	株式会社サンスリー	8P0076
ぱちんこ遊技機	CRAデジハネ偽物語STA	サミー株式会社	7P1278
ぱちんこ遊技機	CR七つの大罪FXQA	サミー株式会社	8P0006
ぱちんこ遊技機	CR北斗の拳7百裂乱舞FUA	サミー株式会社	8P0068
回胴式遊技機	ワンダークーちゃんYT/CC	山佐株式会社	7S1096
回胴式遊技機	ニューバルサーDX2/CC	山佐株式会社	7S1206
回胴式遊技機	パチスロゴッドイーター2/EE	山佐株式会社	7S1262
回胴式遊技機	ワンダーガウナーYT/CC	山佐株式会社	7S1233
回胴式遊技機	パチスロ ダーツライブ/ZA	株式会社銀座	8S0048

正 誤

平成29年12月26日付け鹿児島県公報第3378号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
37	上から7行目	平成30年鹿児島県条例第 号	平成29年鹿児島県条例第35 号